

第16回山形県障がい者スポーツ大会水泳競技実施要項

1 日 時 平成29年5月14日(日)

受付開始	8時30分	(屋内プール正面入口)
ウォームアップ	9時00分	
開始式	9時45分	
競技開始	10時15分	
競技終了	14時00分	

2 会 場

山形県総合運動公園 屋内プール

天童市山王1-1 電話：023-655-5900

3 主 管 (運営協力)

天童市水泳連盟 山形市水泳連盟

4 競技規則

平成29年度(公財)日本障がい者スポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会規則」、(公財)日本水泳連盟競技規則並びに大会申し合わせ事項による。

5 参加対象者

- ・身体障がい者(肢体障がい、視覚障がい、聴覚障がい)
- ・知的障がい者

6 競技方法

(1) 選手紹介

競技前の選手紹介の際は、椅子から立って(車いす使用者および立つことが不自由な選手は座ったまま片手を上げて)紹介を受けること。

(2) スタートについて

① 自由形、平泳ぎ、バタフライ、200m混合リレーのスタートは、台上、台の横からの飛込み、または水中スタートを選択できる。ただし、次の障がい区分の者は身体的理由により水中スタートをしなくてはならない。

肢体Ⅰ：両下腿切断、両下肢不完全、両大腿切断、両下肢完全、片大腿・片下腿切断、両下肢完全、多肢切断、片上肢完全・片下肢完全、両上肢不完全・両下肢不完全(障がい区分8、9、11)

肢体Ⅱ：第7頸髄まで残存、第8頸髄まで残存、下肢麻痺で座位バランスなし(障がい区分13、14、15)

肢体Ⅲ：四肢麻痺（車いす常用）、上肢に著しい不随意運動を伴う走不能、両下肢麻痺、上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能、片側障害で片上肢機能全廃（障がい区分17、18、19）

肢体Ⅳ：浮具使用（障がい区分22）

- ② 自由形、平泳ぎ、バタフライの水中スタートは、少なくとも片手でスターティンググリップを含むプールの壁をつかんだ状態からスタートしなければならない。身体的理由により壁をつかめない場合は、水面上の身体の一部がプールの壁についていればよい。また、審判長の判断により安全な用具の使用も認められる。
- ③ 背泳ぎ、メドレーリレーのスタートにおいて、身的理由により両方の手でスターティンググリップをつかめない者は、少なくとも片手でスターティンググリップを含むプールの壁をつかみ、壁側を向いた状態からスタートしなければならない。壁をつかめない場合は、水面上の身体の一部がプールの壁についていればよい。また、審判長の判断により安全な用具の使用も認められる。
- ④ 身体的理由により壁をつかむことができず、かつ、身体の一部を壁につけることができない場合には、スタートの合図がなされるまで、足をプールの壁につけて保持してもらってよい。ただし、スタートの際に競技者を支えている者は競技者に勢いを与えてはならない。
- ⑤ 次の障がい区分の者は、スタートの際、必要であれば競技役員または許可された者が、身体を支えるだけのために補助をしてもよい。この場合、競技者を支えている者はスタートの勢いを与えてはならない。

肢体Ⅰ：多肢切断、片上肢完全・片下肢完全、両上肢不完全・両下肢不完全（障がい区分11）

肢体Ⅱ：第7頸髄まで残存（障がい区分13）

肢体Ⅲ：四肢麻痺（車いす常用）、上肢に著しい不随意運動を伴う走不能、片側障害で片上肢機能全廃（障がい区分17、19）

肢体Ⅳ：浮具使用（障がい区分22）

- ⑥ 聴覚障がい者のスタートでは、出発合図員は全競技者から見やすい位置で、言葉とゼスチャーを併用して合図する。

（3）競技

- ① 義肢、装具、足ひれや手につけるパドルなどの使用は認めない。
- ② 競技中にプールの底に立つこと、ロープを握ることは認める。なお、競技中の中断の回数は25mにつき1回とする。
- ③ 視覚障がいの障がい区分23の者および同等の障がい重複する者のゴールとターンでは、競技役員または許可された者が安全な棒などを使って身体をたたいて合図（タッピング）しなければならない。障がい区分24と25の者に行う場合は許可を得なければならない。
- ④ 浮具使用の浮具とは、浮力を補助するためのスイミングヘルパーやアームヘ

ルパーなどをいう。

- ⑤ 自由形、背泳ぎのスタートおよび折り返し後の15mを除いて、1ストロークサイクルに1回、泳者の体の一部が水面上に出なければならない。
- ⑥ 自由形、背泳ぎ、平泳ぎおよびバタフライで、身体障がいによりやむを得ないと認められた場合には、各泳法の規則を緩和することができる。
- ⑦ 200mリレーおよび200mメドレーリレーに出場するリレーメンバーは、男女混合となるように編成されていなければならない。

(4) 介助

- ① 次にあげる選手の介助については、原則として競技場への入場を許可された者が行う。なお、介助者として入場を希望する者は、参加申し込み時に申し込み、競技役員の指示により入場する。
 - ア) スタート介助（入退水介助含む）
 - イ) タッピング（ターン、ゴール時の合図）
- ② 競技規則以外で可能な介助
 - ア) 入退水介助：障がい区分14, 15, 16
- ③ 競技規則以外で可能な同伴
 - ア) 情緒不安定
 - イ) 種目の指示

(5) 服装

- ① スイミングキャップを着用すること。
- ② 水着はFINA承認水着でなくてもよいが形状（体を覆う範囲）等は次のとおりとする。
 - ア) 男子はへそを超えず、膝までとする。
 - イ) 女子は肩から膝までとする。ただし、首、肩を覆うことはできない。（セパレートの水着も可）
- ③ 水着の重ね着は禁止。着用できる水着は1枚とする。ただし、インナー用ショーツ（サポーター）女性用インナーパットは認める。

(6) 浮具について

障がいのため浮具が必要な者は、申し込み時に申し出があり、かつ審判長が認めた場合に限り、両腕、首、および腰に浮具を使用してもよい。ただし、浮具は選手が用意しなければならない。

7 誘 導

- (1) 会場内での誘導は、競技役員および競技補助員が行う。なお、許可を受けた介助者のある場合は、競技役員 of 指示に従う。
- (2) 競技終了後、選手は競技役員および競技補助員の誘導により、選手解散所にて出迎えの者に引き継ぐ。

8 計 時

計時は、手動とする。

9 出発合図

出発合図は、電子音装置またはピストルを使用する。

10 招 集

- (1) 招集は、水泳競技会場内招集所で行う。
- (2) 招集は、競技開始30分前から開始し、15分前に完了する。
- (3) 招集完了時刻に遅れた選手は、棄権とみなし、出場できない。
- (4) 前レースの表彰終了時刻から次レースの招集開始時刻まで10分以内の選手については、当該選手の代理者がその旨を招集所に申し出、代行することができる。

11 表 彰

- (1) 各出場選手には、記録証を授与する。
- (2) 表彰は、次の組の競技終了後直ちに行う。

12 種目順

別表の種目順により競技を行うので、参加申込み時に参考にすること。ただし、編成上やむを得ず種目順を変更することがある。

13 その他注意事項

- (1) 事故防止には十分注意すること。
- (2) プールサイドにおけるコーチ及び介助者の指示、応援等を禁止する。
- (3) 場内の秩序については、競技役員の指示に従うこと。
- (4) 貴重品については各自責任を持って管理すること。
- (5) 更衣室とプールサイド以外では水着、裸足のまま行動しないこと。
- (6) 競技場への飲食物の持ち込みを禁止する。更衣室では水分補給は認めるが、それ以外の飲食については禁止する。
- (7) 選手の休憩は指定された場所を利用すること。
- (8) 写真撮影をする場合は、事前に大会事務局へ申請し、許可証をもらうこと。

14 出場申込み方法

- (1) 水泳競技に出場を希望する者は、別紙「競技種目表」に示されている競技種目のうちから出場種目（2種目まで可能）を選び、出場申込書（様式1-2）により、平成29年4月14日（金）までに郵送またはメールで申し込むこと。FAXでの申込みは一切受け付けない。
- (2) リレーメンバーは、個人競技出場申込者の中から選出し、男女混合とする。

種 目 表

- ① 2 0 0 m 混合メドレーリレー
- ② 2 5 m 自由形
- ③ 2 5 m 平泳ぎ
- ④ 2 5 m 背泳ぎ
- ⑤ 2 5 m バタフライ
- ⑥ 5 0 m 自由形
- ⑦ 5 0 m 平泳ぎ
- ⑧ 5 0 m 背泳ぎ
- ⑨ 5 0 m バタフライ
- ⑩ 2 0 0 m 混合フリーリレー

※ ①・⑩については知的障がい区分のみとなっています。